

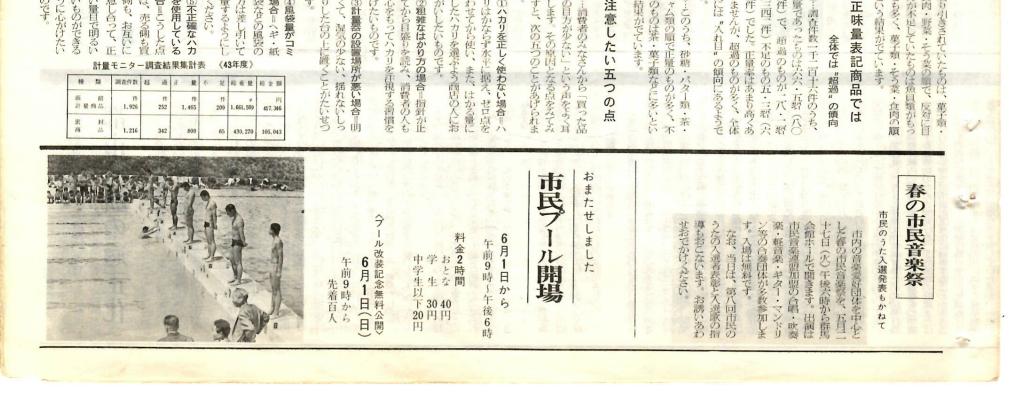
国道17号線から敷島公園の陸上競技場を結ぶ "総体道路"で トレーニングにはげむ高校生たち。

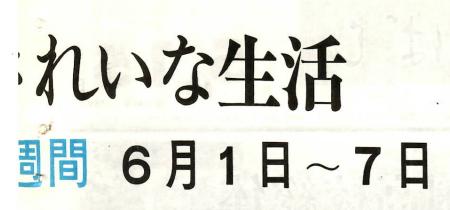
前橋市実行委員会事務局(中央 ぶとん(または毛布)各一枚と 具は一人について敷ぶとん掛け しについて敷ぶとん掛け のいて敷ぶとい。(4)寝 ただければありがたいのです。 こと。 ▽食事 家庭的な母親 おおむね三十分で到着すること 山三食つきで、一人につき千四 す。 ▽料金 宿泊料金は、一 八月四日までの五日間の予定。 お知らせしますと 人あたり三平方メー ▽人員一家庭で二人以上 技場まで交通機関を利用してす。 ▽その他 (1)宿舎から 円。引率の先生から支払わ ▽期間 七月三十一日から、 〈民泊のあらまし〉 および詳しい (2)選手·監督 ぜひご連絡 高校総体 トル(約

ります。 量目不足の商品がまだ多いことがわか もの一三・一都(二五一件)不足して 六件のうち、正量であったものは七去 れる商品では、調査件数一千九百二千 ターのかたがたにより実施しました。 と、各十人ずつ、計四十人の計量モニ 四期(一月一十七日から)月一十六日 期(七月八日から九月七日)第三期 います。 いたものが一 ○…お客さんの目の前で計量され売ら イナス二昭をこえるものは不足として ナス二貂以内をこえるものは超過、マ 一帮(一、四公五件)超過していた (十一月一日から十二月三千一日)第 |期(五月一日から六月三千日)第二 注文し計り売りされる "面前計量商 書をはかる」ことを目的としています 暗での

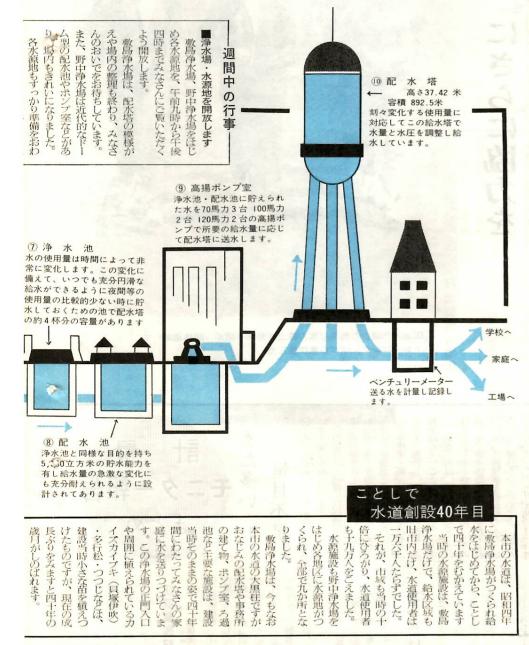
計量が

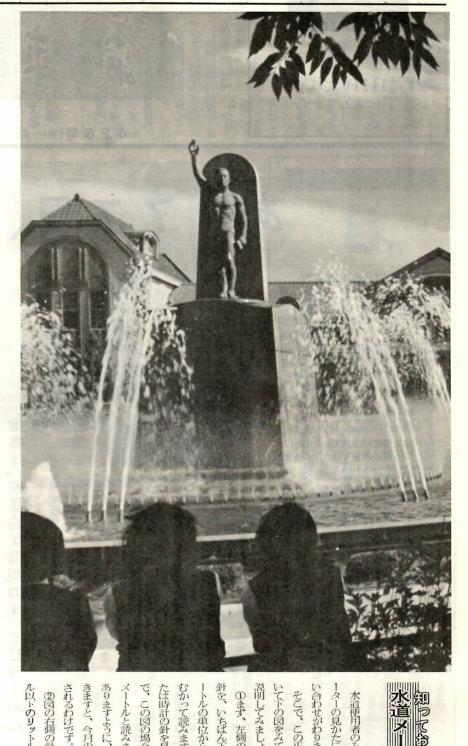
正しくされているかどう 一ター制度を設けています。 この制度は「消費生活物資の小売段 …商品別では、比較的正しい計量で …との調査では、プラス四将~~ 報告結果がまとまりましたのでお知 *と、袋や容器に正味量が表記され うよう警告し、計量行政の推進と改 …市では昭和二千九年から、計量モ 面前計量商品では たもので、このたび昭和四十三年度 の生産者・販売者に対して注意をは 息見・要望などをきき、さらには商 実施期間は一年を四期に分け、第 いて、量目が正しいかどうかを調査 いる "正味量表記商品" のふたつに のデーターを得ると同時に、消費者 四十人におね 一調査内容は、消費者が必要なだけ まだ多い がいして実施 》量目不足 報 〇・九鞀(二〇九件) タま L 不足がめだつ め 2 足のものは茶・菓子類などに多いといジャム類の順で正量のものが多く、不ジャム類の順で正量のものが多く、不 リを使用している には、売る側も買 (三四二件)不足のもの五・三署(六九件)で、 超過のものが二八・二署 正量であったものは六六・五署(八〇 買いものができる ものです 注意し合って、正 う側も、お互いに 計量するようにし の場合=ヘギ・紙 ように心がけたい てください。 目方は差し引いて かりした台の上に置く るくて、湿気の少ない 関心をもってハカリを注視する習慣を 合わせてから使い、また、はかる畳にカリはかならず水平に据え、ゼロ点を ますと、次の五つのことがあげられま りませんが、超過のものが多く、全体 ねがいしたいものです。 とも多く、菓子類・そう菜・食肉の順 しい量目で明るい つけたいものです。 迴したハカリを選ぶよう商店の人にお 取り引きされていたも つ結果がでています。 という結果がでています。 万か不足していたものは魚貝類がもっ 貫肉・野菜・そう菜の 袋などの風袋の ○…調査件数一千二百十二八件のうち、 ⑤不正確なハカ くて、混気の少ない、揺れないしっる計量器の設置場所が悪い場合=明 てから目盛りを読み、 注意したい五 正味量表記商品では 4風袋量がコミ の目方が少ない」と 計量モニター調査結果集計表 《43年度》





識を、 水場、 用できるようにする運動です。 老、 で、 〇…ことしも六月一日から七日ま に水栓パッキンの無料取り替えを Ò のできないたいせつなものです。 たちの生命を守るため、 くとともに、 地をみなさんに解放しご覧いただ ○…この週間は、水道に対する認 水は空気と同じように、 市では、 全国水道週間がはじまります 日も早く全国民が水道を利 野中浄水場をはじめ各水源 なおいっそう深めていただ この週間中、 一般のご家庭を対象 欠くこと 敷島浄 わたし





昭和44年5月15日

(2)



ターの見かたについて、 水道使用者のみなさんから、メ よく問

ーの図

説明してみましょう。 いて下の図をみていただきながら い合わせがわります。 そこで、この正しい見かたにつ ①まず、左側の小さな円の中の

水道メータ

むかって読みます。この針の見か 針を、いちばん下の100立方メ ありますように、前月の指針を引 で、この図の場合には259立方 たは時計の針を見るのと同じ方法 ×ートルと読みます。例で示して -ルの単位から、順に上の円に

は直接、 とんどらに近くなっています。 意してください。 合に10立方メートルの単位は、 方メートルの単位が9を指した場 用水量を計算するときには、これ ③例で示しましたように、1立 計算にはいりません。 269 ほ

〈例

今回の指針 259

示

前回の指針 224とすれば 今月の使用水量 35 ㎡

見まちカ 針の位置 259 m' 使用水量の算出方法 しないように注

きますと、今月の使用水量が算出 ている状態です。水を使っていないのに、星がまわっているときは ④中央下の星形をした針が、少しでも動いている場合は水を使っ

ル以下のリットルの単位です。 ②図の右側の針は、立方メート 使 漏れ水等が考えられますので、水道局または指定工事業者に連絡し て、早めに修繕してください。

新都市計画法のあらまし 3

都市発展の適正化

あらたに "開発許可制度"が

100 m

開発行為を行なう場合、都道府県知事一六大都市では市長一の市街化区域と、調整区域と区分された「都市計画区域」では 許可が必要になります。

しは、許可を必要としないこととされています。 ための宅地の造成をいいます。この場合、次の開発行為につい この開発行為とは、住宅、店舗、事務所、工場などの建築の

建築物の用に使われるための開発行為。③駅舎、社会福祉施設 化調整区域内で行なわれる農林漁業者の業務用または居住用の 市計画事業。6土地区域整理事業。の公有水面埋立事業。8非 発行為。④国、都道府県および指定都市が行なう開発行為。⑤ 医療施設、学校そのほかの公益的建築物の用に供するための開 帝災害のための応急措置。団通常の管理行為、軽易な行為等。 さらに、開発行為は次のような基準に適合したものにかざり ④市街化区域内で行なわれる小さい規模の開発行為。②市街

の宅地としての一定の水準を備えたものであることが要件とさ 築物の用途や規模に応じて、道路、排水施設、給水施設などの れます 計可されることになります。 こいること③災害危険区域などの開発不適地を含まないこと等 室長低限の施設を備えることの安全上必要な措置が講ぜられ まず、良好な市街地をつくるという趣旨からの予定される建

模な開発行為で、計画的に行なわれるものは許可されることと されています。 化区域内で行なうことが困難または不適当なもの、さらに大規 反域内では開発が抑制されますが、次にかかげるような市街 次には、段階的・計画的な市街地化をはかるため、市街化調

な一定のものの用に供すっための開発行為。 10市街化調整区域 められる一定以上の面積の開発行為で、あらかじめ開発寄在会 加工に必要な建築物等の用に供するための開発行為。⑤都市計 で建築することが困難なものの用に供するための開発行為。④ 空気などについて、特別の条件を必要とするため市街化区域内 理などの業務を営む店舗、事業場などの用に供するための開発 処理のための建築物で、市街化区域化に建築することが不適当 店舗などの

集団化に

寄与する事業の

用に供するための

開発行為 の歳を経たもの。の周辺の市街化をすすめるおそれかないと認 行為。②市街化調整区域内の鉱物資源、観光資源などの有効利 米団と一体となって助成する中小企業の事業の共同化、工場、 電食会の

歳を経たもの。

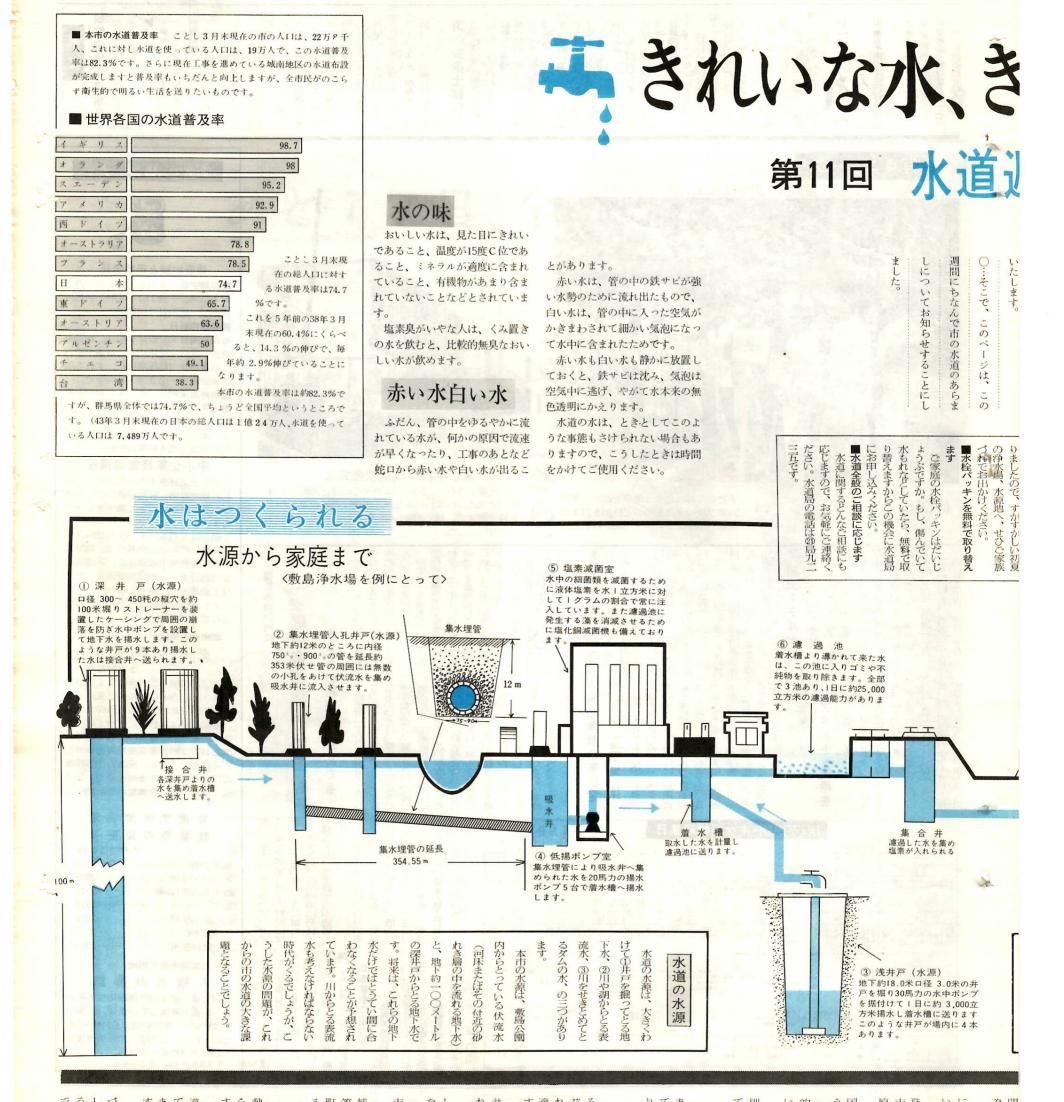
の都道府県が国または

中小企業振興事 一区域における計画的な市街化をはかるうえに

支障がないと認 用に供する建築物のための開発行為。③危険物の貯蔵または ④周辺の居住者の日常生活に必要な品ものの販売、加工、修 市街化調整区域内の既存工場の事業と密接な関連をもつ事業 られ、かつ、市街化区域内において行なうことが困難または ちじるしく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発 街化 調整区域内で 生産される 農林水産物の 処理、 貯蔵または 上必要な建築物の用に供するための開発行為。③温度、湿度 れた際、自己の属住または業務の用に供する建築物を

建てる目的で、土地または借地権等を有していた者が、一定明

(3) 第426号 (第三種郵便物認可)



くるも可す用に関	そのため、新しい法律では田包括的な基礎調査の結果にもとって、などすべて総合的観点から都市計画を定めようとするものし、一体的かつ総合的に定めの計画内容を五年ごとに再検討すし、一体的かつ総合的観点から都市進設や土地利用に関
わけで で 、 っ 、	、 まこにこれらのしごとを総合し、調整するところにあるわけで こいるという例は、まれではありません。都市計画の本質は、 遺路は整備されても、その両側に住宅や工場が入り乱れて立っ 鉄道も道路も学校もないところに住宅団地がつくられたり、
これらの活	。 お前の総合性を広め、 お子子を行ったのでは、 都市には住民や企業のさまざまの活動が競合し、 これらの活動が見合し、 これらの活動が見合し、 これらの活動が見合し、 これらの活動が見合し、 これらの 活動の総合性を拡充
ん加えられ 間の策定基準 ー	そこで、新都市計画の決定の主体と手続き、計画の策定基準の定め方、都市計画の決定の主体と手続き、計画の策定は市町村の立場を尊重しつつ、他方では市町村の立場を尊重しつつ、他方では市気の定め方、都市計画の決定の主体と手続き、計画の策定基準
連て都 て 成長 都 し	一型が形成されています。
尊重さ	になければなりません。 お声は本来的には市町村がその母体ですから、都市づくりの
ら利す。こ公	都市計画は、道路、鉄道、公園、下水道等の都市の骨格となる公共施設や、学校、図書館、官公庁施設、ごみ焼却場等の公式施設や、学校、図書館、官公庁施設、ごみ焼却場等の公式施設を適正に配分し、都市の機能や環境をよくすることがはかられまで、これに配分し、都市の機能や環境をよくすることがはかられます。これに配分し、都市の機能や環境をよくすることがはかられま
2	広域的な考えを強める
です。盛っ	っこまれています。その最も大きな点は次のようなものです。こいるのですが、それだけでなく、いくつかの重要な改正も盛める形成をはかる」ことが、この制度改正の重要な内容になっこうして、地域区分や開発許可制度によって「市街地の秩序
ようとし	すすめ
とされて	うからの負担で整備すべきこと
を支払	っこととされています。
べきことが	います。
とともく	いるわけです。
	â

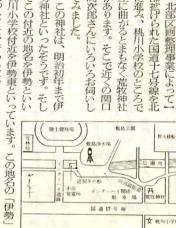


伝説とその付近 3

沼田街道と伊勢屋敷

部拡げられた国道十七号線を北 てみました。 向次郎さんにいろいろお伺いし に進み、桃川小学校のところで いあります。そこで近くの関ロ 北部区画整理事業によって一 に曲がるとまもなく荒牧神社

勢神社といったそうです。そし ここの付近の地名を伊勢といい この神社は、明治初年まで伊



については、昔から次のような言い伝えがあります。 源義経の家来(けらい)で、伊勢三郎義盛という人が、松井

ことです。そのと言次のような辞世を遺しました。 御前が、義経を慕って奥州へ下る際、ここでなくなったという 田からここに移り住んだところといわれています。そして常盤

常盤なる松のみどりに尋ね来て

この辞世をのちの人が石に刻み建立したといいますが、いま あわずに帰る弥陀の浄土へ

は見あたりません。

屋敷節かあるとききます。 人といわれた人で、現在板鼻にも伊勢 この伊勢三郎義盛は義経四天王の一

神社の前を経て田口に抜けていました きをとおり、広瀬川にそってこの荒牧 沿田街道はかつて岩神飛石稲荷のわ

馬大学が、やがてここに移転すること きな建物が二種ほど建っています。群 でしょう。 すと広瀬川の西、榛名山をバックに大 そこでこの道をしばらく北に進みま

部落を通り抜けますと、視界が急に広 またこの神社の前を南に下り荒牧の

感じさせてくれます。 面に咲き乱れるレンゲの花が、まことに美しく、心の安らぎを かってきます。麦と桑の緑の中で、

みせ、敷島浄水場のところで突然その姿を消してしまいます。 しかし、右手には広瀬の流れが一見高速道路を思わせる姿を

ここで完全に地下を流れ、いまその地上がインターハイを控え 駐車場として整備されています。

ふと気がつくと小出発電所の大きな壁が、わたしたちの眼前

立ちふさがってまいります。

しかし、ここに大きな松が一本ありました。十地の人は「塩原

Pへ向う途中、

ここで追剥にあい身ぐるみはがされたというこ 多助追剥(おいはぎ)の松」と呼んでいました。 塩原多助が江

とです。 こんなことを思い浮べながらさらに南に進んでまいりますと

道路です。国道十七号線から総合グランドへつながり、八月

日この陸上競技場で盛大に総合開会式が行なわれます。

コンターハイの成功をみなさんとともに祈ってやみません。

【写真はありし日の追い剥ぎの松】

沿田街道ならざる近代都市としての真新しい道を歩きつつ、

突然舗装された十六層の大きな道に出ます。これがインターハ